

河津町小規模商工事業者事業継続補助金 Q&A

1 補助金の制度について

Q 1 補助金の趣旨は？

A 1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により大きな影響を受けた、町内で事業を営む小規模事業者の事業継続を支えるため、補助金を支給します。

Q 2 補助金の使い方に制限はありますか？

A 2 用途は限定されていないため、個々の状況に応じて事業継続のために広くお使いいただけます。

2 補助金の支給対象者について

Q 3 支給対象事業者を教えてください。

A 3 町で定めた業種及び小規模事業者とし、以下の通りとします。

小規模事業者の範囲は、業種ごとに従業員数で小規模事業者であるか否かを判断しています。

商業・サービス業（宿泊業・娯楽業除く）	<ul style="list-style-type: none"> ・他者から仕入れた商品を販売する（＝他者が生産したモノに付加価値をつけることなく、そのまま販売する）事業 ・在庫性・代替性のない価値（＝個人の技能をその場で提供する等の流通性がない価値）を提供する事業 ＊自身で生産、捕獲・採取した農水産物を販売するのは「商業・サービス業」ではなく「製造業その他」に分類 	常時使用する従業員の数5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊を提供する事業（また、その場所で飲食・催事等のサービスを併せて提供する事業も含まれる。） ・映画、演劇その他の興行および娯楽を提供する事業、ならびにこれに附帯するサービスを提供する事業 	常時使用する従業員の数20人以下
製造業その他 商工業	<ul style="list-style-type: none"> ・自者で流通性のあるモノ（ソフトウェアのような無形の商品や無形の価値を含む）を生産する事業 ・他者が生産したモノに加工を施したりするなどして、更なる価値を付与する事業（在庫性のある商品を製造する事業） 	常時使用する従業員の数20人以下

Q 4 どのような業種が対象となるのか。

A 4 補助対象者の範囲は以下のとおりです。

補助対象となりうる者	補助対象にならない者
<ul style="list-style-type: none">・会社および会社に準ずる営利法人（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社、企業組合・協業組合）・個人事業主（商工業者であること）	<ul style="list-style-type: none">・医師、歯科医師、助産師・系統出荷による収入のみである個人農業者（個人の林業・水産業者についても同様）・協同組合等の組合（企業組合・協業組合を除く）・一般社団法人、公益社団法人・一般財団法人、公益財団法人・医療法人・宗教法人・NPO法人・学校法人・農事組合法人・社会福祉法人・申請時点で開業届を出していない創業予定者・任意団体 等

Q 5 従業員数はどのように数えればよいか。

A 5 町内に所在する事業所を対象とさせていただいているので、従業員、売り上げ状況等は町内の事業所分を記載してください。

以下の方は「常時使用する従業員数」に含めないものとします。

(a) 会社役員（ただし、従業員との兼務役員は「常時使用する従業員」に含まれません。）

(b) 個人事業主本人および同居の親族従業員

(c) （申請時点で）育児休業中・介護休業中・傷病休業中または休職中の社員

*法令や社内就業規則等に基づいて休業・休職措置が適用されている者

(d) 以下のいずれかの条件に該当する、パートタイム労働者等

(d-1) 日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて雇用される者、または季節的業務に4か月以内の期間を定めて雇用される者（ただし、所定の期間を超えて引き続き雇用されている者は「常時使用する従業員」に含まれます。）

(d-2) 所定労働時間が同一の事業所に雇用される「通常の従業員（※1）」の所定労働時間に比べて短い者

※1 「通常の従業員」について

通常の従業員とは、社会通念に従い、事業所において通常の従業員と判断される従業員とします。労働契約の期間の定めがない、長期雇用を前提とした待遇を受ける賃金体系である等、雇用形態、賃金体系などを総合的に勘案して判断することになります。例えば、事業所にいわゆる正規型の従業員がいない場合、フルタイムの基幹的な働き方をしている従業員がいれば、その従業員が通常の従業員となり、その従業員より所定労働

時間が短い従業員（1日または1週間の労働時間および1か月の所定労働日数が、通常の従業員の4分の3以下である）はパートタイム労働者とします。

（d-2）パートタイム労働者」に該当するのは、「1日の労働時間および1か月の所定労働日数が4分の3以下」か、「1週間の労働時間および1か月の所定労働日数が4分の3以下」の場合に限ります。

（例）

通常の従業員が1月のうち20日間、1週間5日、1日8時間勤務している場合。

その他の従業員が1日6時間、1月のうち15日間以上勤務している場合または、1週間

3.75日、1月のうち15日間勤務している場合はパートタイム労働者であっても従業員1名と計算する。

Q 6 業種と従業員数は小規模事業者には該当すると思いますが、いくら支給されるかわかりません。

A 6 対象は以下の内容で判断し、1事業所につき20万、10万、5万のいずれかが支給されます。（20万円+5万円など重複することはありません）

対象		金額	
持続化給付金(国)を受給している事業者		法人	20万円
		個人事業者	10万円
持続化給付金(国)を受給していない事業者	令和2年度河津町新型コロナウイルス感染症対策緊急支援金を受給した事業者	法人・個人事業者	5万円
	新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月と比べ15%以上減少している事業者		
	事業所を開業して1年に満たない事業者(1年間換算した売上が60万円以上)		

Q 7 どのような会社（法人）が対象となりますか？

A 7 本補助金の対象となる法人は、株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社及び中小企業庁が会社の範囲に含める士業法人（特許業務法人、税理士法人、弁護士法人、司法書士法人、土地家屋調査士法人、社会保険労務士法人、監査法人、行政書士法人）です。

Q 8 町内に住んでおり、事業所は下田市の場合対象となるか。

A 8 町内に事業所を有していないと対象外です。また、町外者が町内に事業所を有してい

る場合は対象となります。

Q 9 東伊豆町と河津町の両方に店舗があるが、対象となるか。

A 9 河津町内に事業所があれば審査の対象となります。法人・個人事業者共に町内の事業所での常時使用する従業員数を申請書に記入してください。

Q 10 家族で2店舗経営しているが、それぞれ対象となるか。

A 10 申請は1事業者につき1件とするため、事業主が異なればそれぞれ申請可能です。異なる業種でも事業主が同じなら、複数の経営を行っている事業者とみなし1件の申請となります。

Q 11 開業1年未満の新規事業者で、開業後の売上を年間に換算すると60万円に達します。開業後の売上げは、多少の浮き沈みはあるものの安定していますが、補助の対象となりますか。

A 11 他の要件に該当していれば支給対象とします。

Q 12 移転してきた場合はどうすればよいか。

A 12 移転前の売上がわかる書類が提出できれば、通常の審査を行い対象となりえます。

Q 13 なぜ令和2年6月からを対象とするのですか。

A 13 令和2年度に実施された緊急支援金受付が6月で終了した為、それ以降の支援策として6月からの売上を対象としております。

Q 14 年間の売上が60万円以上というのはどういった基準ですか。

A 14 年間売上が月平均5万円以上の事業所を対象としています。

Q 15 同一事業者が法人と個人事業、異なる2つの店舗を経営している場合。

A 15 補助額の多い、法人分20万円を支給します。

Q 16 前年同月と比較する際、営業収入以外にどの収益まで加味して良いですか。

A 16 収入金額等のうち事業営業等及び不動産収入を合算した額で算出願するものとし、農業収入等は含まないものとします。

Q 17 休業要請協力金や、緊急支援金、持続化給付金などは売上げに加算しますか。

A 17 加算しないものとします。

3 補助金の申請方法について

Q18 申請様式が自宅で打ち出せない、WEBで申請できますか。

A18 WEBでの申請は受け付けておりません。書類を郵送するので、お名前ご住所をお聞かせ願います。また、役場に来庁のご予定があれば用意させていただきます。

Q19 比較対象の「任意のひと月」は売上が0円の月を選んでもいいのか。

A19 問題ありません。ただし売上が0という証明を「売上げのわかる書類」等で提出していただく必要があります。※ 売上額が0円の場合は、【対象となる売上月】の売上額が【0円】であることを明確に記載してください。

Q20 売上が確認できる書類とは、どのような書類を用意すればよいか？

A20 以下1～3のうち1と2を提出してください。1がない場合は2のみ。2がない場合は1のみ。1と2がない場合は3の書類を添付してください。添付する書類で補助額が変わりますのでご注意ください。

(1) 持続化給付金を受給したことがわかる書類（持続化給付金振り込みのお知らせハガキ、及びパソコン・スマートフォン申請時の申請者情報

(2) 令和2年度河津町新型コロナウイルス感染症対策緊急支援金（令和2年5～6月商工会受付）の入金が確認できる通帳の写し（通帳名義と入金履歴がわかるページの写し）。

(3) 申告書の写し及び令和2年6月～令和3年1月の任意の「ひと月間」および前年同月の事業収入（売上）額がわかる書類であれば、フォーマットの指定はありません。経理ソフトから抽出したデータ、エクセルデータ、手書きの売上帳などでも差し支えありません。

※ 給与明細、通帳の写し、レシート、請求書等は認められません。

※ 提出するデータがどのひと月の事業収入であるか確認できるよう、対象となる【売上月】を必ず記載してください。

Q21 商工会受付の入金履歴の通帳と振込先の口座は同じだが写しはそれぞれ必要か。

A21 名義人、カナ氏名がわかるページの提出は1部で結構です。

4 支給について

Q22 支給はいつ頃ですか。

A22 支給要領の通り受給開始は4月9日からとなります。申請から審査、振込までに時間を要する為、概ね2～3週間を見ております。

Q23 申請後支給されるかどうかはどのようにしてわかりますか。

A23 河津町会計管理者からの入金通知をもってお知らせします。受給対象から外れた方

や審査に時間を要する方については、その旨ご連絡いたします。

Q24 申請者と通帳の所有者が異なるが問題はないですか？

A24 振込先口座は申請者名義である必要があります。代表者が交代した場合は、金融機関で口座名義を変更してから申請してください。